

【2020 年度募集要項 添付資料：利用者負担額（保育料）等について】

「創価大学つばさ保育所」の利用者が負担する保育料及び納入方法等については、八王子市が定める基準により、これ以降の頁に添付します、「令和2年度入園のしおり」（抜粋）7.利用者負担額（保育料）について（26頁～29頁）をご確認ください。

なお、添付資料に記載されているいくつかの用語について、参考となる注釈を以下に記します。

【注釈】

○入園のしおり 27 頁 (3) 納入方法 について

創価大学つばさ保育所は、「②認定こども園、家庭的保育（保育ママ）、小規模保育、事業所内保育の場合」に該当します。

○入園のしおり 29 頁<参考>令和元(2019)年度利用負担額（保育料）階層区分表

創価大学つばさ保育所は、区分表の「保育園・認定こども園（2号認定・3号認定）・家庭的保育・小規模保育・事業所内保育」に該当します。

その他、ご不明な点は、八王子市子ども家庭部 保育幼稚園課（入所担当）042-620-7369へお問い合わせください。

7. 利用者負担額（保育料）について

（1）決定方法

利用者負担額（以下「保育料」と言います。）は、次の要件から「利用者負担額（保育料）階層区分表」（P29 参照）に基づいて決定し、月額制となります。

- ① 子どものクラス年齢
- ② 支給認定（保育標準時間・保育短時間）
- ③ 世帯の市民税所得割課税額

〔 4月～8月の保育料は、令和元(2019)年度（平成30年分）市民税所得割課税額
9月～3月の保育料は、令和2(2020)年度（令和元(2019)年分）市民税所得割課税額 〕

- ※ 階層区分決定にあたっては、旧年少扶養控除等を再計算した市民税所得割課税額（税額控除については、調整控除額及び税額調整額を控除したもの）を適用します。
- ※ 父母やお子様が祖父母の税法上の扶養になっている（扶養控除の対象になっている）場合や、父母とも非課税で、お子様と同居し、生計を同一にしている祖父母（家計の主宰者である場合に限る）がいる場合は、該当する祖父母の市民税所得割課税額で保育料を決定します。
- ※ 算定対象期間に海外に在住であった方は、所得申立書等を提出いただき市民税額を推定計算することがあります。詳しくは、保育幼稚園課までお問い合わせください。

市民税未申告の場合や、市外からの転入者等で市民税所得割課税額のわかる書類が未提出の場合は、保育料を決定することができません。適正な保育料決定のためにも必ず申告又は書類の提出をお願いします。

- ※ 八王子市外の公立保育所に在園している場合

保育料の決定：八王子市が決定します。

保育料の納入：当該保育所を管轄する市区町村に納めます。

（2）決定通知

保育料は、入園した月の15日頃までにお知らせします。ただし、認定こども園、家庭的保育（保育ママ）、小規模保育、事業所内保育に決定した場合は、入園前月末までにお知らせします。

また、9月以降の保育料は、保育園については9月15日頃に、認定こども園、家庭的保育（保育ママ）、小規模保育、事業所内保育については8月末までにお知らせします。

(3) 納入方法

① 保育園の場合

保育料は、原則口座振替で納めていただきます。利用調整結果通知書発送時に口座振替依頼書を同封しますので、記入・押印のうえ、口座振替を希望される金融機関の窓口で、手続きをしてください。口座は、保護者名義でお願いします。

- 4月入園者

3月15日までに金融機関で手続きをしてください。 4月分から口座振替となります。

- 5月以降入園者

入園月の15日までに金融機関で手続きをしてください。 翌月分から口座振替となります。

※ 口座振替手続きが完了するまでの保育料は、納入通知書でお支払いください。（4月入園者で口座振替の手続きが間に合わなかった方は、4月半ばに園を通じて納入通知書をお渡しします。5月以降の入園者は入園決定の際に直接郵送します。）

※ 15日が、土・日曜、祝日となる場合は前日までに金融機関で手続きをしてください。

※ 口座への入金は、振替日の前日までにお願いします。振替日は、毎月末日（12月のみ27日、末日が土・日・休日の場合は翌営業日）となります。

※ 保育園に在園中のお子様がいる場合や転園決定者で、既に口座振替登録をしている場合は、新たに手続きをする必要はありません。

② 認定こども園、家庭的保育(保育ママ)、小規模保育、事業所内保育の場合

保育料は各施設へ納めていただきます。納入方法は、各施設へ直接お問い合わせください。

(4) 利用者負担額（保育料）の変更

以下について状況が変わった場合は利用者負担額（保育料）が変更になることがあります。市に手続きが必要となりますので、必ず保育幼稚園課までお問い合わせください。

住所変更(同居者も含む) 勤務時間変更 婚姻 離婚
妊娠 育児休業取得・復帰 市民税の修正申告をした など

(5) 減免

お子様が疾病のため長期間欠席した場合や保護者の収入減により保育料の支払いが著しく困難になった場合は、減額又は免除が認められることがあります。

詳しくは、保育幼稚園課へお問い合わせください。

(6) 多子軽減の適用

入園しているお子様に兄弟姉妹がいる場合やひとり親世帯等の保育料については、以下のとおり軽減します。

認定区分	世帯区分	世帯の市民税所得割額	兄弟の年齢制限	多子軽減の内容
2号 3号	ひとり親世帯等以外	制限なし	年齢制限なし	2人目半額、 3人目以降0円
	ひとり親世帯等	77,101円以上	年齢制限なし	1人目半額、 2人目以降0円
77,101円未満				

- ※ ひとり親世帯等とは... 母子・父子世帯、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている子ども、又は、特別児童扶養手当の支給対象の子ども、国民年金の障害基礎年金の受給者となる在宅障害児のいる世帯、のいずれかに該当している家庭となります。
- ※ 多子軽減の適用判定の市民税所得割額は、利用者負担額(保育料)階層区分表の所得割のように、旧年少扶養控除等は再計算されません。

(7) 給食費(副食費)の実費徴収について

幼児教育・保育の無償化により、3~5歳クラスのお子様は、利用者負担額(保育料)が0円となりますが、給食費については、別に実費で負担していただきます。各施設で金額が異なりますので、詳しくは、各施設にお問い合わせください。

(8) 認定こども園・幼稚園の負担金について

認定こども園・幼稚園を利用するにあたっては、幼児教育・保育の質の向上を図る上で必要な対価となる特定負担金や、制服代・通園バス代等の実費負担金など、保護者に負担していただくものがあります。詳しくは、各施設にお問い合わせください。

〈参考〉令和元(2019)年度利用者負担額(保育料)階層区分表

○ 保育園・認定こども園(2号認定・3号認定)・家庭的保育・小規模保育・事業所内保育

階層区分		基本月額保育料			
		3歳クラス未満		3歳クラス以上	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
1	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
2	市民税非課税世帯	0円	0円		
3	所得割課税額 6,000円未満	5,000円	4,000円		
4	14,400円未満	8,000円	7,000円		
5	35,400円未満	11,000円	10,000円		
6	54,400円未満	14,000円	13,000円		
7	81,400円未満	17,000円	16,000円		
8	102,400円未満	20,000円	19,000円		
9	129,400円未満	23,000円	22,000円		
10	146,400円未満	26,000円	25,000円		
11	171,400円未満	28,000円	27,000円		
12	195,400円未満	30,000円	29,000円		
13	219,400円未満	33,000円	32,000円		
14	243,400円未満	36,000円	35,000円		
15	261,400円未満	39,000円	38,000円		
16	292,400円未満	42,000円	41,000円		
17	317,400円未満	45,000円	44,000円		
18	343,400円未満	48,000円	47,000円		
19	357,400円未満	51,000円	50,000円		
20	357,400円以上	54,000円	53,000円		

○ 認定こども園(1号認定)・新制度に移行した幼稚園

基本月額保育料	0円
---------	----

※ 階層区分の決定にあたっては、旧年少扶養控除等を再計算した所得割課税額(税額控除については、調整控除額と税額調整額を控除し、住宅借入金等特別控除を適用していない額)を適用します。

※ 保育園・認定こども園(2号認定 3歳クラス以上)、認定こども園(1号認定)・新制度に移行した幼稚園を利用する3歳以上児童の保育料については、幼児教育・保育の無償化により、基本月額保育料が0円となりますが、給食費・延長保育料については、別に実費で負担していただきます。給食費等については各施設で金額が異なりますので、各施設にお問い合わせください。

※ 幼児教育・保育の質の向上を図る上で必要となる人件費・施設維持費等の特定負担額や、制服代・通園バス代等の実費徴収額等も施設により、基本月額保育料とは別に負担していただく場合があります。